

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度大阪市北部こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
フジテック株式会社
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法及び関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造や規格が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社であるフジテック株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度大阪市中央こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社
支社長 黒田 昌行
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法並びに関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1ヶ月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である日本オーチス・エレベータ株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 里親等相互交流支援事業

2 契約の相手方

大阪市里親会

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

大阪市里親会は、里親同士が交流し悩みや相談も分かち合いながら受託児童の養育の向上を図ることを目的として結成された団体であり、大阪市認定の養育里親のほとんどが会員となっている唯一の団体である。

本事業については、里親制度を理解しているだけでなく、里親等が一人で養育の悩みを抱え込み孤立することのないよう、当事者にしか分からない養育上の悩み等を把握し、定期的な交流を行って当事者同士の繋がりを築きながら、養育技術の向上を図っていくことが必要である。大阪市里親会は当事者の立場から事業を実施できる唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当するため特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
(電話番号 06 - 4301 - 3146)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 養子縁組里親支援事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 家庭養護促進協会

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本事業においては、里親委託や養子縁組の業務の性質上、きわめて高度の専門性と実績を必要とし、こども相談センターと密接に連携して事業を行う必要がある。

公益社団法人家庭養護促進協会は、里親探し専門の民間の児童福祉団体であり、大阪府内において、法律に定める民間あっせん機関の許可を受け養子縁組斡旋・里親委託に取り組んでおり、こども相談センターとの連携機能を十分有している唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、本事業を公益社団法人家庭養護促進協会に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター

(電話番号 06 - 4301 - 3146)

随意契約理由書

- 1 案件名称 令和 5 年度大阪市中央こども相談センター不登校児童通所事業業務委託
- 2 契約の相手方 別紙「令和 5 年度大阪市中央こども相談センター不登校児童通所事業委託事業者一覧」のとおり
- 3 随意契約理由

本事業は、不登校の児童の置かれている状況や態様に応じて、学習支援や心理治療など、不登校の児童の課題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、それぞれの通所の機能や特性を活かしながら再登校を含む社会的自立を支援するものである。

一人ひとりの児童の個別のニーズに対応し、多様で専門的な支援を行う本事業では、その性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により令和 4 年度委託事業者の選定を行なった。

別紙の事業者は、不登校児童の支援にかかる幅広い知識と経験、高い専門性と豊富なノウハウを有しているとの外部委員の意見取を得て決定した事業者である。

当該事業については、不登校児童のための安定した環境維持の必要性に鑑み、前年度の履行状況を確認し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定該当するものとして、令和 5 年度についても本委託業務を別紙事業者に委託するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 こども青少年局中央こども相談センター教育相談グループ
(電話番号 06 - 4301- 3181)

別紙 令和5年度不登校児童通所事業委託事業者一覧

実施区分名	法人名
中央通所ルームC	一般社団法人おおさかメンタルヘルスケア研究所
サテライト西成	特定非営利活動法人志塾フリースクール
サテライト住之江	特定非営利活動法人み・らいず2
サテライト東淀川	特定非営利活動法人青少年自立支援施設淡路プラッツ
サテライト西淀川	特定非営利活動法人フリースクールみなも
サテライト旭	学校法人大阪YMCA
サテライト平野	学校法人大阪YMCA
サテライト住吉	特定非営利活動法人関西こども文化協会
中央通所ルームA	学校法人樟蔭学園
サテライト生野・東住吉	特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー
サテライト此花・港	特定非営利活動法人志塾フリースクール
中央通所ルームB	一般社団法人おおさかメンタルヘルスケア研究所

随意契約理由書

1 案件名称及び契約の相手方

- ① 令和5年度大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「中央」）（概算契約）
契約の相手方：社会福祉法人四恩学園
- ② 令和5年度大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「南部」）（概算契約）
契約の相手方：社会福祉法人大阪福祉事業財団
- ③ 令和5年度大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「北部」）（概算契約）
契約の相手方：社会福祉法人博愛社

2 随意契約理由

「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン（厚生労働省）」において、一連のフォスタリング業務（フォスタリングとは児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる里親養育支援等の業務を指す。）は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下で、継続的に提供されることが望ましいとされている。

本市では、厚生労働省のガイドラインなどを踏まえ、「大阪市社会的養育推進計画（令和2年3月）」を策定し、民間ならではの多様な里親の開拓や一貫性のある支援の実施を目的に、これまで本市が直営で実施していた業務のうち、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について（平成31年4月17日付け厚生労働省通知、子発0417第3号）」に定められた4つの事業について民間委託を実施する事とした。

なお、里親養育支援を行うためには、里親との信頼関係の構築と、里親の特性・力量の把握が必要だけでなく、各業務に従事するものに必要な資格・専門性を有する人材を一度に多数確保することは困難なことから、計画を立てて段階的に民間委託を実施する事とし（里親制度等普及促進・リクルート事業と里親研修・トレーニング等事業を令和3年度から委託、里親委託推進等事業と里親訪問等支援事業については令和4年度から委託、心理訪問支援については令和5年度から委託開始予定）その運営を担う事業者を公募型プロポーザル方式により選定した。

上記事業者は、その公募型プロポーザル方式によって、選定会議を経て事業実施区域の委託先として選定されており、令和3年度から継続して業務を実施している。

当初計画に基づいて、令和3、4年度も適切に履行しており、その状況も良好であると外部有識者会議から評価を受けている。

この事業では単に民間ならではの手法による里親の開拓や事業を行うだけではなく、継続性のある支援を行うことによって、里親との信頼関係を構築する必要がある。

里親の相談、訪問などの支援等は継続して行われることで、関係が深く、また密度を増すこととなるため、子ども達が不利益を被ることがないよう事業者もより気を配ることができるようになる。

当該事業者は当初計画に基づいて定められた事業実施区域で、毎年度、経験・ノウハウを蓄積しており、里親子及び養親希望者との信頼関係も醸成している唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

4 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
（電話番号 06 - 4301 - 3100）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度大阪市保育園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟

3 随意契約理由

平成 30 年度にスタートした「大阪市保育園調査研究事業」は、就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の民間が運営する保育園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業であり、市内の保育園が有する教育・保育機能に関する知識や、各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

具体的には、保育園の規模や事業形態に応じて 5 つの区分を設定し、市内の民間保育園全園から調査研究を実施したい園を募り、応募園の中から、研究テーマやその内容など優れた提案を選定して、調査研究を実施することとしている。

本市が求める要件を備えた事業実施園の募集を行い、保育園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起とその解決に向けた研究を行うためには、本市の保育園をとりまく状況を広く把握し、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

大阪市私立保育連盟は、昭和 31 年に設立され、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、団体の活動として民間保育園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体である。

各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、保育に関する制度や保育をとりまく現状を熟知する団体を通じて調査研究を行うことが、必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成し、その研究成果を市内の民間保育園に広く周知し、活用してもらうためには、市内の大半の民間保育園が加盟する団体であり、加盟していない保育園も含めた事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由書

本業務は、障がいのある子どもに対しては、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など、障がいの多様性を十分認識したうえで、生活面での特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する早期対応が求められている。これらの障がいを背景として、学齢期に不適應を起こす子どもも少なくない状況にあり、幼児期のうちに保護者や幼稚園教諭などが、子どもの特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切である。

本事業においては、市内の私立幼稚園等の教職員からの相談に対し、発達障がい児等特別支援教育に関する適切な助言・指導を行うとともに、在園児の保護者等からの相談を受け、子育てに関する負担感・不安感を解消するよう支援していく必要があり、単に臨床心理士、公認心理士の資格を有するだけでなく、特別支援対応、幼児教育等の専門知識の経験、見識が必要である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、市内の私立幼稚園全園が加入しており、教育分野および子どもの発達分野において専門性を有する臨床心理士を市内全域の対象園に対応できる唯一の団体であることから、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市認定こども園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立保育連盟 会長 近藤 遼

3 随意契約理由

「大阪市認定こども園調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立保育連盟へ加入している認定こども園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、昭和31年に設立され、団体の活動として民間保育園・認定こども園の相互の連携、協調を図りながら、民間保育園・認定こども園の運営の推進、保育の質の向上を図っている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立保育連盟に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市認定こども園等調査研究事業委託（概算契約）

2 随意契約理由

「大阪市認定こども園等調査研究事業」は就学前教育・保育の振興、普及、質の向上を図るため、大阪市内の認定こども園および施設型給付の幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図り、積極的に活用を行う事業である。

本事業は、市内の認定こども園等の各園が、教育・保育機関に関する知識や各園の現状を踏まえた研究テーマや研究方法等に基づいて実施するものである。

認定こども園及び施設型給付の幼稚園にかかる制度や各園の実態に即した課題の提起やその解決に向けた研究を行うためには、各園の現状を踏まえた調査研究について、各園へ効果的に指導・調整するための知識や経験が必要不可欠であり、それらを熟知し、各園への指導・調整が可能な団体に事業を委託する必要がある。

当事業は、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会へ加入している認定こども園及び施設型給付の幼稚園が対象となっており、各園の実態を踏まえた指導や助言、調整を行い、本調査研究事業の質を向上させるためには、認定こども園等に関する制度や各園をとりまく現状を熟知する当団体を通じて調査研究を行うことが必要である。

また、各園からの報告をとりまとめて成果物を作成するためには、市内の私立幼稚園等相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園等の公共性を高め、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されている団体であり、当事業を実施した経験を有する一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会に委託することが効果的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市幼稚園調査研究事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市私立幼稚園連合会 会長 市田 守男

3 随意契約理由

「大阪市幼稚園調査研究事業」は幼稚園教育の振興・普及を図るため、大阪市内の私立幼稚園の人的・物的教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行う事業である。

私立幼稚園の教育機能および研究機能の向上を図りつつ、積極的に活用を行うには、単に研修・研究を企画し開催するだけではなく、法律・例規等や幼稚園等の教育機関・相談機関としての機能に関する知識を要し、継続して常に本市職員と連絡調整を行い、公私立幼稚園問わず全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進する必要がある。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会は、市内の私立幼稚園相互の提携協力により、幼児教育の振興及び教職員の資質向上を図り、私立幼稚園の公共性を高めて、本市の幼児教育に寄与する目的で組織されており、市内の私立幼稚園全園が加入する唯一の団体である。

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と業務委託契約を締結することにより、事務作業の効率化を図ることができ、また、本事業が円滑に実施されるよう委託契約を行うことで、私立幼稚園の独自性を生かした各種研究研修事業が実施できるとともに、公私立幼稚園全体を視野に入れた幼稚園振興活動を推進していくことができる団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会との間において当委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）